

中国の新たな国家監察体制

—中華人民共和国監察法—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 岡村 志嘉子

目 次

はじめに

I 習近平政権の監察体制改革

- 1 汚職・腐敗取締りの基本方針とその実績
- 2 監察制度改革の進展状況

II 監察委員会設置の根拠法

- 1 憲法改正
- 2 監察法の制定

III 監察法の構成と主な内容

- 1 構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国監察法

キーワード：監察委員会、監察法、憲法、中国、汚職、腐敗、習近平

要 旨

汚職・腐敗の取締りを重要な政策課題の1つとする習近平政権は、政権2期目に入った2018年3月、公権力を行使する全ての公職者に対する監督及び取締りを法に基づき独立して行う機関として、新たに監察委員会を設置した。監察委員会設置の根拠法が、同年3月11日に改正された憲法と3月20日に制定された監察法である。

監察委員会は、共産党の規律検査委員会と一体となり、共産党の党内規律と法律に基づく監督との間の整合性を図った上で、汚職・腐敗等に対する統一的な監督、調査及び処置を行う。習近平政権において、監察委員会の設置による国家監察体制の改革は、政権基盤を一層強固なものにするための取組の1つと位置付けられている。

本稿では、習近平政権の進める監察体制改革の基本方針、監察委員会設置に係る憲法改正と新たに制定された監察法の内容等について紹介し、監察法の全文を訳出する。

はじめに

2018年3月11日、中国で憲法の部分改正⁽¹⁾が行われ、独立した監察機関として新たに監察委員会⁽²⁾を設置することが憲法で定められた。同月20日には監察委員会の職責、権限等について定める監察法⁽³⁾も制定された。新たに設置される監察委員会は、公権力を行使する全ての公職者に対する監督及び取締りを法に基づき独立して行う機関である。

中国の憲法には、最高国家権力機関である全国人民代表大会（以下「全人代」という。）の職権の1つとして、「憲法の実施を監督すること」が明記されている。行政監察及び公務員に対する監督等については、行政監察法⁽⁴⁾に基づく行政内部における監督のほか、国家権力機関である人民代表大会⁽⁵⁾、裁判機関である人民法院、検察機関である人民検察院、及び人民大衆による外部からの監督が憲法等に基づき制度化されている⁽⁶⁾。汚職・腐敗取締りを担当する国の機関としては、監察省、国家腐敗予防局、会計検査署、公安省経済犯罪捜査局、最高人民検察院反汚職腐敗総局等があり、それぞれその職責に応じて任務を遂行している⁽⁷⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年11月7日である。

(1) 「中华人民共和国宪法修正案」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/3/12/art_11_207556.html> また、改正後の現行憲法全文（全143条）は、「中华人民共和国宪法」同 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/3/22/art_11_207681.html> を参照。

(2) 監察委員会は、国の最高監察機関として設置される国家監察委員会と省、県、市等の地方各レベルの監察委員会から成り、上級監察委員会が下級監察委員会を指導する。

(3) 「中华人民共和国监察法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/3/22/art_11_207680.html>

(4) 「中华人民共和国行政监察法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2010/10/18/art_11_88178.html> なお、今回の監察法制定により、行政監察法は廃止された。

(5) 全国人民代表大会と地方各レベルの人民代表大会から成る。

(6) 中国における行政に対する監督制度の概要及び行政監察法の邦訳に関しては、宮尾恵美「中国における行政監督」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.155-174. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111652_po_02550010.pdf?contentNo=1> を参照。

(7) 汪玉凱「国家監察委設立：构建制度反腐新框架」『财经』2018年6期, 2018.3.19, pp.84-85.

一方で、中国において汚職・腐敗の取締りは、共産党員⁽⁸⁾に対しては、共産党中央規律検査委員会が中心となり、党内法規に基づいて処分が行われる。中国の公務員の約80%は共産党員であり、高級幹部層に限ればその比率は95%を上回っている⁽⁹⁾。したがって、公職者に対する汚職・腐敗取締りの大半は、共産党員の規律の問題として処理される。しかし、全ての公職者に対する統一的な監督の実施を規定する法律は存在せず、関係機関間の連携や制度面の統一性も十分ではないため、従来の取締りは実効性確保の点で様々な制約があった。

習近平政権は、2012年の発足以来、公職者の汚職・腐敗の取締りを強力に推進している。同政権の基本方針である「法に基づく国家統治」⁽¹⁰⁾を推進する観点からも、党内規律と法律に基づく監督との間の整合性を図り、その一元的な運用を実現することが急務とされている。また、同政権において、監察委員会の設置による国家監察体制の改革は、政権基盤を一層強固なものにするための重要な取組の1つとも位置付けられている。

本稿では、習近平政権の進める監察体制改革の基本方針、監察委員会設置に係る憲法改正と新たに制定された監察法の主な内容等について紹介し、監察法の全文を訳出する。

I 習近平政権の監察体制改革

1 汚職・腐敗取締りの基本方針とその実績

(1) 汚職・腐敗取締りの基本方針

2012年11月に共産党総書記に就任した習近平は、就任から約2か月後の2013年1月22日、共産党中央規律検査委員会の全体会議において、次のような方針を打ち出している⁽¹¹⁾。

- ・「虎」(大物)も「ハエ」(小物)も一緒に叩く。すなわち、指導的立場にある幹部の規律違反・法律違反を厳しく取り締まるだけでなく、大衆の身の回りに存在する不正・腐敗も着実に取り除く。
- ・党の規律及び国の法律の前に一切の例外を設けず、誰に関わることでも徹底的に調べ、決して見逃さない。
- ・反腐敗を進めるための懲罰・予防システム、政治文化、規制・監督システム、立法、党内法規・制度等を整備し、腐敗が多発する分野の改革を強化し、政府機関における法定権限・手続の遵守を徹底する。

(2) 汚職・腐敗取締りの実績

上述の「虎もハエも一緒に叩く」は習近平政権の反腐敗活動のスローガンとなり、共産党内の汚職・腐敗の根絶に向け、党内の地位を問わず強力な取締りが実施されてきた。

その主な実績としては、2012年11月から2017年10月までの習近平体制1期目5年間に、

(8) 中国共産党の党員総数は、2017年末現在、8956.4万人である(「2017年中国共産党党内統計公報」共产党员网 <<http://news.12371.cn/2018/06/30/ART11530340432898663.shtml>>)。同時点の中国の総人口は、13億9008万人である(「中华人民共和国2017年国民经济和社会发展统计公报」国家统计局 <http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201802/t20180228_1585631.html>)。

(9) 李建国「关于《中华人民共和国监察法(草案)》的说明」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-03/14/content_2048551.htm>

(10) 中国語原文は「依法治国」。

(11) 习近平「把权力关进制度的笼子里(2013年1月22日)」『习近平谈治国理政』外文出版社, 2014, p.388.

党中央による摘発を受けた者 440 人（うち、党中央委員・候補委員 43 人、中央規律検査委員会委員 9 人）、全国の規律検査・監察関係機関に受理された告発 1218.6 万件、処分された者 153.7 万人（うち、犯罪の疑いにより司法機関に移送された者 5.8 万人）、また、2014 年以降、指名手配中の国外逃亡者の送還が 90 以上の国・地域から 3,453 人、資産回収総額 95.1 億元⁽¹²⁾等と報告されている⁽¹³⁾。

2 監察制度改革の進展状況

習近平政権は、汚職・腐敗の取締り強化と並行して、関連する制度の改革とその法的基盤の整備を進めてきた⁽¹⁴⁾。その 1 つが、共産党の内部規律を一層強化するための党内法規の見直しであり、もう 1 つが、共産党内に限らず網羅的で実効性のある汚職・腐敗取締りを可能とするための監察制度改革である。

(1) 党内法規の整備拡充

習近平政権は、汚職・腐敗取締りの強化を目的として、「中国共産党規約」を始めとする現行党内法規の関連規定の見直し、新たな党内法規の制定など、関連する党内法規の整備拡充を集中的に進めている。その主なものは、表 1 のとおりである。

表 1 習近平政権下における反腐敗関連党内法規の整備状況

種別	題名 (中国語題名)	施行日(斜体は 最終改正日)	条数	URL
党規約	中国共産党規約 (中国共产党章程)	2017.10.24	55	http://www.12371.cn/special/zggcdzc/zggcdzcqw/
準則	中国共産党廉潔自律準則 (中国共产党廉洁自律准则)	2016.1.1	8	http://news.12371.cn/2015/10/22/ART11445481444215144.shtml
	新情勢下の党内政治生活に係る若干の準則 (关于新形势下党内政治生活的若干准则)	2016.10.27	12 (項)	http://news.12371.cn/2016/11/02/ART11478091665764299.shtml
条例	党政機関節約励行浪費反対条例 (党政机关厉行节约反对浪费条例)	2013.10.29	65	http://news.12371.cn/2015/10/28/ART11446022036265105.shtml
	中国共産党問責条例 (中国共产党问责条例)	2016.7.8	13	http://news.12371.cn/2016/07/18/ART11468818648595687.shtml
	中国共産党党内監督条例 (中国共产党党内监督条例)	2016.10.27	47	http://news.12371.cn/2016/11/02/ART11478087905680175.shtml
	中国共産党査察工作条例 (中国共产党巡视工作条例)	2017.7.1	42	http://news.12371.cn/2017/07/14/ART11500037507858103.shtml
	中国共産党党務公開条例 (試行) (中国共产党党务公开条例 (试行))	2017.12.20	27	http://news.12371.cn/2017/12/25/ART11514189328408335.shtml
	中国共産党規律処分条例 (中国共产党纪律处分条例)	2018.10.1	142	http://www.12371.cn/2018/08/27/ART11535321516261382.shtml

(注) 種別は、上位から党規約、準則、条例の順である。

(出典)「党内法規庫」共产党员网 <<http://www.12371.cn/special/dnfg/>> を基に筆者作成。

(2) 監察制度改革の試行

監察制度改革については、政権の重点的課題として、反腐敗対策の実施状況とその実績を踏

(12) 1 元は約 16.2 円 (平成 30 年 10 月分報告省令レート)。

(13)「十八届中央纪律检查委员会向中国共产党第十九次全国代表大会的工作报告 (2017 年 10 月 24 日中国共产党第十九次全国代表大会通过)」中共中央纪律检查委员会・中华人民共和国监察委员会 <http://www.ccdi.gov.cn/xxgk/hyzl/201710/t20171031_114178.html>

(14) 以下、この節の記述については、次の文献を参照した。李 前掲注(9);「反腐败工作法制化的重要里程碑」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/dbdhhy/13_1/2018-03/22/content_2052501.htm>; 王丽娜「监察体制改革试点轮廓」『财经』2017 年 27 期, 2017.11.27, pp.124-126; 同「国家监察委落定」『财经』2018 年 6 期, 2018.3.19, pp.79-80.

まえつつ、検討が重ねられてきた。

習近平指導部の方針として、2015年1月の共産党中央規律検査委員会全体会議において、行政監察法の改正が指示され、さらに、2016年1月の同会議において、行政監察法の改正という範囲に限定せず、全ての国家機関及び公務員を網羅的・統一的に監察対象とするための新たな枠組みを構築することが指示された。同年12月からは、北京市、山西省及び浙江省において、監察制度改革が試行的に実施されることになった。試行内容の骨子は、①当該2省1直轄市及びその所轄の県・市・市管轄区⁽¹⁵⁾に監察委員会を設置、②各級人民政府の監察庁（局）及び腐敗予防局並びに各級人民検察院の汚職・腐敗取締部門等の職責と人員を各級監察委員会に統合、③当該地域の共産党中央規律検査委員会と監察委員会が合同で執務に当たる、というものである⁽¹⁶⁾。

この一部地域における制度改革の試行は、約1年の実施を経て、2017年11月、全国に拡大された⁽¹⁷⁾。この間、2017年6月には全人代常務委員会において、試行内容が規定に反映された新たな監察法案の審議も開始された。

(3) 第2期習近平政権における改革方針

2018年2月28日、共産党中央委員会全体会議において、「党・国家機構改革深化計画」⁽¹⁸⁾が党の重要方針として採択された。同計画には、反腐敗対策及び監察制度改革に関する方針も明記されている。その主な内容は、次のとおりである。

- ・ 反腐敗活動に対する統一的な指導を党に集中させ、党による監督と国家機関による監督の有機的な統一を図り、公権力を行使するあらゆる公職者に対して網羅的な監察を実現する。すなわち、国レベルで、監察省と国家腐敗予防局の職責、最高人民検察院の汚職取調べ等の反腐敗関連の職責を整理統合して国家監察委員会⁽¹⁹⁾を設置し、党中央規律検査委員会と合同で執務を行う。
- ・ 国家監察委員会の主な職責は、党規約及び各種党内法規の遵守、党の方針に係る執行状況の検査、幹部党員の権限行使に対する監督、憲法と法律の擁護、公職者の職責履行状況に対する監督・検査、職務上の法律違反及び職務犯罪に関する調査と処分決定等とする。
- ・ 国家監察委員会は、全人代が選出し、全人代及び同常務委員会の監督を受ける。
- ・ 監察省と国家腐敗予防局は、廃止する。

これは、監察制度改革に係る様々な検討結果を踏まえて習近平政権が決定した最終的な方針であり、この方針を反映した法律の制定を急ぐことも同会議で合意された。

(15) 中国の地方行政区画は、省級（省、自治区、直轄市）、地区級（地区級市、自治州等）、県級（市管轄区、県、自治県、県級市等）、郷級（鎮、郷、街道等）の4階層から成る（「自治」が付されるのは少数民族地域）。ここで挙げられているのは、県級以上の行政区画である。

(16) 「全国人民代表大会常务委员会关于北京市、山西省、浙江省开展国家监察体制改革试点工作的决定」（2016.12.26 施行）中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2016-12/25/content_5152757.htm>

(17) 全国の各省、自治区、直轄市、自治州、県、自治県、市、市管轄区に監察委員会を設置することが定められた。「全国人民代表大会常务委员会关于在全国各地推开国家监察体制改革试点工作的决定」（2017.11.5 施行）中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/4/28/art_11_208043.html>

(18) 「中共中央印发《深化党和国家机构改革方案》」中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1>

(19) 国の最高監察機関を指す。前掲注(2)参照。

Ⅱ 監察委員会設置の根拠法

前章で述べたように、習近平政権が進める監察体制改革は、監察委員会の設置による新たな制度の構築がその柱となっている。2018年3月、第13期全人代第1回会議において、監察委員会の設置に係る根拠法が定められた。1つは、監察委員会を国家体制の根幹を形成する重要な制度として憲法に規定する憲法改正であり、もう1つは、監察委員会の組織、職責等について具体的に定める監察法の制定である⁽²⁰⁾。

1 憲法改正

(1) 憲法改正の経緯

中国では、1954年、1975年、1978年、1982年の4回、憲法が制定され、それぞれ「54年憲法」、「75年憲法」、「78年憲法」、「82年憲法」と呼ばれる。

1978年末以降の改革開放政策への転換を反映した現行の82年憲法は、制定後、部分改正が1988年、1993年、1999年、2004年に行われている。2004年の最終改正以降、中国の経済発展はますます加速し、社会体制にも大きな変化が生じている。さらに、習近平政権期に入ると、「法に基づく国家統治」が強調され、国内法の体系的な整備に一層力が入られるようになった。そのような中で、2017年10月に2期目を迎えた習近平政権は、14年ぶりの憲法部分改正に着手した。

2018年1月19日、共産党第19期中央委員会第2回全体会議(2中全会)で採択された「憲法の部分的内容の改正に関する提案」が、同26日に全人代常務委員会に提出され、同30日、同委員会の会議で承認された。これに基づき策定された21か条から成る憲法改正案が、3月、第13期全人代第1回会議に提出された。21か条のうち11か条が監察委員会の設置に関するものである。同改正案は、審議の後、微修正を経て、3月11日に可決、同日公布、施行された。

(2) 改正憲法における監察委員会関連規定

今回の憲法改正においては、国家機構について規定する第3章に監察委員会に関する新たな1節(5か条)が加えられ、国家監察委員会及び地方各級監察委員会の地位、構成、職責等が定められた。その中では、①監察委員会は、法律の定めるところにより独立して監察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人からの干渉を受けないこと、②国家監察委員会は全人代が選出し、全人代及び同常務委員会に対して責任を負うこと等が規定されている。そのほか、監察委員会の国家機構としての位置付けを憲法上に明記するため、現行憲法の関係条文の改正も行われた。憲法の全体の条数は、5か条増えて全143条となった。

改正憲法における監察委員会関連規定は、次頁の表2のとおりである。

(20) 以下、この章の記述については、中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/>> 所収の各種関連文献等を参照した。

表2 中華人民共和國憲法（2018年3月改正）における監察委員会関連規定

	改正前	改正後
第1章 総則		
第3条第3項	国家行政機関、裁判機関及び検察機関は、全て人民代表大会によって選出され、人民代表大会に対して責任を負い、人民代表大会の監督を受ける。	国家行政機関、監察機関、裁判機関及び検察機関は、全て人民代表大会によって選出され、人民代表大会に対して責任を負い、人民代表大会の監督を受ける。
第3章 国家機構		
第1節 全国人民代表大会		
第62条	全国人民代表大会は、次の各号に掲げる職権を行使する。 (1)～(15) (全15号)	全国人民代表大会は、次の各号に掲げる職権を行使する。 (1)～(16) (全16号) ※「(7) 国家監察委員会主任を選挙すること。」を追加。
第63条	全国人民代表大会は、次の各号に掲げる者を罷免する権限を有する。 (1)～(5) (全5号)	全国人民代表大会は、次の各号に掲げる者を罷免する権限を有する。 (1)～(6) (全6号) ※「(4) 国家監察委員会主任」を追加。
第65条第4項	全国人民代表大会常務委員会の構成員は、国家行政機関、裁判機関及び検察機関の職務を担当してはならない。	全国人民代表大会常務委員会の構成員は、国家行政機関、監察機関、裁判機関及び検察機関の職務を担当してはならない。
第67条	全国人民代表大会常務委員会は、次の各号に掲げる職権を行使する。 (1)～(21) (全21号) (6) 國務院、中央軍事委員会、最高人民法院及び最高人民檢察院の業務を監督すること。	全国人民代表大会常務委員会は、次の各号に掲げる職権を行使する。 (1)～(22) (全22号) (6) 國務院、中央軍事委員会、 <u>国家監察委員会</u> 、最高人民法院及び最高人民檢察院の業務を監督すること。 ※「(11) 国家監察委員会主任の提案に基づき、 <u>国家監察委員会の副主任及び委員を任免すること。</u> 」を追加。
第3節 國務院		
第89条	國務院は次の各号に掲げる職権を行使する。 (8) 民政、公安、司法行政、監察等の業務を指導し、及び管理すること。	國務院は次の各号に掲げる職権を行使する。 (8) 民政、公安、司法行政等の業務を指導し、及び管理すること。
第5節 地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府		
第101条第2項	県級以上の地方各級人民代表大会は、当該級の人民法院院長及び人民檢察院檢察長を選挙し、かつ、これを罷免する権限を有する。	県級以上の地方各級人民代表大会は、当該級の <u>監察委員会主任</u> 、人民法院院長及び人民檢察院檢察長を選挙し、かつ、これを罷免する権限を有する。
第103条第3項	県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会の構成員は、国家行政機関、裁判機関及び検察機関の職務を担当してはならない。	県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会の構成員は、 <u>国家行政機関、監察機関、裁判機関及び検察機関</u> の職務を担当してはならない。
第104条	県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、…（中略）…、当該級の人民政府、人民法院及び人民檢察院の業務を監督し、…（後略）…。	県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、…（中略）…、当該級の人民政府、 <u>監察委員会</u> 、人民法院及び人民檢察院の業務を監督し、…（後略）…。
第7節 監察委員会（新設）		
第123条		中華人民共和國各級監察委員会は、国の監察機関である。
第124条		中華人民共和國は、 <u>国家監察委員会及び地方各級監察委員会を設置する。</u> 監察委員会は、次に掲げる人員で構成する。 主任 副主任若干名 委員若干名 監察委員会主任の任期は、当該級人民代表大会の任期と同一とする。国家監察委員会主任の再任は、2期を超えてはならない。 監察委員会の組織及び職権は、法律で定める。
第125条		中華人民共和國国家監察委員会は、最高監察機関である。 <u>国家監察委員会は、地方各級監察委員会の業務を指導し、上級監察委員会は、下級監察委員会の業務を指導する。</u>
第126条		国家監察委員会は、 <u>全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会に対し責任を負う。</u> 地方各級監察委員会は、 <u>当該委員会を選出した国家権力機関及び1級上の監察委員会に対し責任を負う。</u>
第127条		監察委員会は、 <u>法律の定めるところにより独立して監察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人からの干渉を受けない。</u> 監察機関は、職務上の法律違反及び職務犯罪に係る事件を処理するときは、 <u>裁判機関、検察機関及び法執行部門と相互協力し、及び相互牽制しなければならない。</u>
第8節 人民法院及び人民檢察院		
	※改正前は第7節（第123条～第135条）	第128条～第140条 ※改正前の第7節（第123条～第135条）と同一条文。
第4章 国旗、国歌、国章及び首都		
	※改正前は第136条～第138条	第141条～第143条 ※改正前の第136条～第138条と同一条文。

(注) 下線部が改正箇所。

(出典)「中华人民共和国宪法修正案」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/3/12/art_11_207556.html> を基に筆者作成。

2 監察法の制定

監察法案については、2016年10月、共産党中央規律検査委員会と全人代常務委員会法制工作委員会が合同で国家監察立法専門検討班を組織し、法案策定の検討作業を開始した。前述（I-2-(2)）のとおり、同年12月からは一部地域で監察委員会制度が試行導入され、同検討班は試行実施状況の分析、専門家からの意見聴取等を行いながら規定内容を精査し、監察法案を取りまとめた。

2017年6月、監察法案は習近平指導部の同意を得て全人代常務委員会に提出され、同月下旬の同委員会会議で第1回審議が行われた。その後、法案は意見聴取のため23の中央国家机关と31の省・自治区・直轄市人民代表大会常務委員会に送付されたほか、憲法、行政法、刑事訴訟法等の分野の専門家からの意見聴取も行われた。

2017年11月、監察委員会制度の試行実施が全国に拡大された。また、11月7日から12月6日までの1か月間、監察法案に対する意見公募が行われ、3,771人から13,268件の意見が寄せられた。それを受けて法案には修正が加えられ、その後、各地での試行実施結果等も反映させて更に修正された法案が、同年12月の全人代常務委員会会議で第2回審議に付され、2018年3月の第13期全人代第1回会議への法案提出が決定された。

監察法案は、立法法⁽²¹⁾に定める手続に従い、また、共産党指導部による同意も経て、2018年3月5日から始まった第13期全人代第1回会議に上程された。同会議においては、3月11日の改正憲法施行後の同13日に法案説明が行われ、審議、修正を経て同20日に可決、同日公布、施行された。

なお、監察法の施行に伴い、従来の行政監察法は廃止された。

Ⅲ 監察法の構成と主な内容

1 構成

監察法は全9章69か条から成り、その構成は次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：監察機関及びその職責（第7条～第14条）、第3章：監察範囲及び管轄（第15条～第17条）、第4章：監察権限（第18条～第34条）、第5章：監察手続（第35条～第49条）、第6章：反腐敗国際協力（第50条～第52条）、第7章：監察機関及び監察人員に対する監督（第53条～第61条）、第8章：法的責任（第62条～第67条）、第9章：附則（第68条～第69条）。

2 主な内容

(1) 立法目的と基本原則

国家監察体制改革の深化、公権力を行使する全ての公職者に対する監督の強化、網羅的な国家監察制度の実現、反腐敗対策の強化等を目的とする（第1条）。

監察委員会は、国家監察機能の行使に責任を負う専門機関であり（第3条）、法律に基づき独立して監察権を行使し、行政機関、社会团体又は個人からの干渉を受けない（第4条）。監察機関は業務遂行に当たり、司法部門（裁判機関・検察機関）及び法執行部門と相互協力、相互牽

(21)「中华人民共和国立法法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2015/3/19/art_11_88230.html>

制を行う（同条）。

(2) 監察委員会の構成等

監察委員会は、最高監察機関である国家監察委員会と地方行政区画ごとの地方各級監察委員会から成る（第7条）。

国家監察委員会は、全国人民代表大会により選出される。その構成は、主任1名（全国人民代表大会が選挙）、副主任若干名、委員若干名（それぞれ任免は全人代常務委員会の同意の下に主任が行う。）である。国家監察委員会は、全国人民代表大会及び同常務委員会に対し責任を負い、かつその監督を受ける（第8条）。

地方各級監察委員会は、当該級の人民代表大会により選出され、その構成等は国家監察委員会に準ずる。地方各級監察委員会は、当該級の人民代表大会及び同常務委員会並びに1級上の監察委員会に対し責任を負い、かつその監督を受ける（第9条）。

(3) 監察委員会の職責

監察委員会は、監察法及びその他の関係法に基づき、①公職者の業務履行における法の遵守、清廉性、公平性確保等の状況の監督・検査、②汚職、職権濫用を始めとする職務上の法律違反及び職務犯罪に関する調査、③法律に違反した公職者に対する処分等の職責を履行する（第11条）。

(4) 監察対象

監察の対象となるのは、①全ての党・政府機関の公務員等、②授権又は委託による公的業務従事者、③国有企業の管理職、④公立の教育・研究・文化・医療・スポーツ等の組織の管理職、⑤住民自治組織の管理職、⑥その他法に基づき公職に携わる者である（第15条）⁽²²⁾。

(5) 監察権限等

監察委員会は、監察対象に対し、面談（第19条）、尋問（第20条）、資産の照会・凍結（第23条）、身体・物品・住居等の搜索（第24条）、証拠類の取得・差押え等（第25条）、専門家による実地検査（第26条）、技術調査措置（第28条）等を行う権限を有する。

重大な職務上の法律違反又は職務犯罪の疑いがあり、更なる調査が必要であって、逃走、証拠隠滅等のおそれがある者に対しては、法に基づく審査を経て特定の場所に留置する措置を講ずることができる（第22条）。留置期間は、3か月を超えてはならないが、特別な場合は3か月を超えない範囲で1回のみ延長可能である（第43条）。

尋問、留置を始めとする権限を行使するときは、身分証明書を携行した調査担当者が、書面による通知を提示した上で、2名以上で実施し、調書・報告を作成しなければならず、尋問及び搜索・封印・差押え等の重要な証拠採取を行うときは、その全過程を録音・録画しなければならない（第41条）。

(22) 中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊については、監察法に基づいて中央軍事委員会が制定する規定に従う（同法第68条）。

(6) 国際協力

国家監察委員会は、外国、国際機関等との間で反腐敗に係る法執行、引渡し、司法共助、資産回収等の協力を強化する（第 51 条）。また、国内関係機関に対し、国外逃亡防止、国際捜査協力等、反腐敗国際協力の取組を推進するよう促す（第 52 条）。

おわりに

監察委員会制度の導入後、汚職・腐敗関連の摘発対象は、従来の数倍に拡大すると見込まれている⁽²³⁾。また、監察法は、監察対象者への調査の実施に当たり、所定の要件に当てはまる場合、当該監察対象者と関係する企業側の責任者等に対する留置措置も可能とする旨を規定している（第 22 条第 2 項）。そのため、中国国内でビジネスを行う外国企業及びその現地法人への影響が指摘されている⁽²⁴⁾。

2 期目の習近平政権は、監察委員会制度の導入により非共産党員に対する監督を強化する一方で、共産党員の規律についても監督を一層強化している。例えば、「中国共産党規律処分条例」（表 1 参照）は、2016 年 1 月 1 日の改正により処分の厳格化等に関する規定が整備された後、2018 年 10 月 1 日にも再度、大幅な改正が行われた。最終改正では、旧条文（全 133 条）のうち 65 か条の規定内容の見直し、2 か条の統合のほか、11 か条が新設されて全 142 条となった。ここでは、規定内容が更に詳細化・厳格化されると共に、監察法の規定を踏まえた関係規定の見直しが行われている⁽²⁵⁾。2 期目の習近平政権の下で、党と政府が一体化した国家監察体制は、急速にその形を整えつつある。

（おかむら しがこ）

(23) 「汚職摘発で機関新設 強力な権限を付与へ」『日本経済新聞』2018.3.14.

(24) 孫彦「中国の監察法の制定及び監察制度の確立について」『国際商事法務』46(6), 2018.6, pp.843-847.

(25) 「一图了解《中国共产党纪律处分条例》修订的主要内容」中共中央纪律检查委员会・中华人民共和国国家监察委员会 <http://www.ccdi.gov.cn/tjts/ytdd/201808/t20180830_178734.html>

中華人民共和国監察法

中华人民共和国监察法

(2018年3月20日第13期全国人民代表大会第1回会議で可決、同日公布・施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 岡村 志嘉子 訳

【目次】

- 第1章 総則 (第1条～第6条)
- 第2章 監察機関及びその職責 (第7条～第14条)
- 第3章 監察範囲及び管轄 (第15条～第17条)
- 第4章 監察権限 (第18条～第34条)
- 第5章 監察手続 (第35条～第49条)
- 第6章 反腐敗国際協力 (第50条～第52条)
- 第7章 監察機関及び監察人員に対する監督 (第53条～第61条)
- 第8章 法的責任 (第62条～第67条)
- 第9章 附則 (第68条～第69条)

第1章 総則

第1条

国家監察体制改革を深化させ、公権力を行使する全ての公職者に対する監督を強化し、網羅的な国家監察を実現し、反腐敗活動を一層進展させ、国のガバナンス体系及びガバナンス能力の現代化を推進するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条

国家監察業務に対する中国共産党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「3つの代表」重要思想⁽¹⁾、科学的発展観⁽²⁾及び習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想を導きとし、集中的で統一され、権威があり効果的な中国の特色ある国家監察体制を構築する。

第3条

各級監察委員会は、国家監察機能を行行使する専門責任機関であり、この法律に基づき、公権力を行使する全ての公職者（以下「公職者」という。）に対し、監察を行い、職務上の法律違反及び職務犯罪を調査し、清廉政治の確立及び反腐敗活動を推進し、憲法及び法律の尊厳を守る。

第4条

監察委員会は、法律の定めるところにより独立して監察権を行行使し、行政機関、社会团体

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年11月7日である。

(1) 江沢民政権において提唱された基本思想。

(2) 胡錦濤政権において提唱された基本思想。

及び個人からの干渉を受けない。

監察機関は、職務上の法律違反又は職務犯罪に係る事件を処理するときは、裁判機関、検察機関及び法執行部門と相互協力し、及び相互牽制しなければならない。

監察機関が業務において協力を必要とするときは、関係する機関及び組織⁽³⁾は、監察機関の求めに基づき法に従って協力しなければならない。

第5条

国家監察業務は、憲法及び法律に厳格に従い、事実を根拠とし、法律を基準とし、法律の適用においては一律に平等で、当事者の合法的権利利益を保障し、権限と責任を同等のものとして厳格な監督を行い、懲戒と教育を結合し、寛大さと厳格さを併せ持つものとする。

第6条

国家監察業務においては、表面的事象と根本的原因の同時解決及び総合的ガバナンスを堅持し、監督・問責を強化し、腐敗取締りを厳格化し、改革の深化、法治の健全化及び権力の効果的な牽制・監督を実施し、法治教育と道德教育を強化し、中華の優秀な伝統文化を振興し、腐敗をしない、できない、望まないという長期的に有効なメカニズムを構築する。

第2章 監察機関及びその職責

第7条

中華人民共和国国家監察委員会は、最高監察機関である。

省、自治区、直轄市、自治州、県、自治県、市及び市管轄区⁽⁴⁾に監察委員会を設置する。

第8条

国家監察委員会は、全国人民代表大会が選出し、全国の監察業務に責任を負う。

国家監察委員会は、主任、副主任若干名及び委員若干名から成る。主任は、全国人民代表大会が選挙し、副主任及び委員は、国家監察委員会主任の提案により全国人民代表大会常務委員会が任免する。

国家監察委員会主任の各任期は、全国人民代表大会の各任期と同一とし、再任は2期を超えてはならない。

国家監察委員会は、全国人民代表大会及び同常務委員会に対して責任を負い、かつ、その監督を受ける。

第9条

地方各級監察委員会は、当該級の人民代表大会が選出し、当該行政区域内の監察業務に責任を負う。

地方各級監察委員会は、主任、副主任若干名及び委員若干名から成る。主任は、当該級人民代表大会が選挙し、副主任及び委員は、監察委員会主任の提案により当該級人民代表大会常務委員会が任免する。

(3) 中国語原文は「単位」。中国語で「単位」とは、会社、団体、事業体を始めとする、ひとまとまりの組織となった職場等をいう。この翻訳では原則として「組織」と訳した。

(4) 中国の地方行政区画は、省級（省、自治区、直轄市）、地区級（地区級市、自治州等）、県級（市管轄区、県、自治県、県級市等）、郷級（鎮、郷、街道等）の4階層から成る（「自治」が付されるのは少数民族地域）。この条で挙げられているのは、県級以上の行政区画である。

地方各級監察委員会主任の各任期は、当該級人民代表大会の各任期と同一とする。

地方各級監察委員会は、当該級人民代表大会及び同常務委員会並びに1級上の監察委員会に対して責任を負い、かつ、その監督を受ける。

第10条

国家監察委員会は、地方各級監察委員会の業務を指導し、上級監察委員会は、下級監察委員会の業務を指導する。

第11条

監察委員会は、この法律及び関係法の定めるところにより、次の各号に掲げる監督、調査及び処置の職責を履行する。

- (1) 公職者に対し、清廉政治教育を実施し、その法に基づく職責履行、公平な権力行使、清廉な政治及び職務の実施並びに倫理道德の状況の監督・検査を行うこと。
- (2) 汚職・贈収賄、職権濫用、職務怠慢、権力を用いたレントシーキング⁽⁵⁾、利益移転、情実による不正、国の資産・財産の浪費等の職務上の法律違反及び職務犯罪の疑いについて調査すること。
- (3) 法律に違反した公職者に対し、法に基づき政務処分⁽⁶⁾の決定を行うこと。職責履行が不十分又は職責不履行の指導者に対し、問責を行うこと。職務犯罪の疑いがあるものについては、調査結果を人民検察院に移送し、法に基づく審査及び公訴の提起を行うこと。監察対象の所属先に監察提案を提出すること。

第12条

各級監察委員会は、当該級の中国共産党機関、国家機関、法による授権又は委託により公共事務を管理する組織等並びに管轄する行政区域及び国有企業等に対し、監察機構を設置し、又は監察専門員を派遣することができる。

監察機構及び監察専門員は、派遣元の監察委員会に対し責任を負う。

第13条

監察対象機関等に設置し、又は派遣された監察機構及び監察専門員は、授権に基づき、管理権限に従い、法により公職者に対し監督を行い、監察提案を提出し、法により公職者に対し調査及び処置を行う。

第14条

国は、監察官制度を実施し、法に従い監察官の等級設置、任免、考課、昇級等の制度を決定する。

第3章 監察範囲及び管轄

第15条

監察機関は、次の各号に掲げる公職者及び関係者に対し監察を行う。

- (1) 中国共産党の機関、人民代表大会及び同常務委員会の機関、人民政府、監察委員会、人民

(5) rent seeking. 独占等の競争制限によって、特別の利益を得ようとする事。

(6) 中国語原文は「政務処分」。監察法施行による監察対象範囲の拡大に伴い、従来の「行政処分」に代えて用いられるようになった概念。具体的な処分内容は、同法第45条に規定されている。

法院、人民検察院、中国人民政治協商会議⁽⁷⁾各級委員会の機関、民主党派⁽⁸⁾の機関及び商工業連合会⁽⁹⁾の機関の公務員、並びに「中華人民共和國公務員法」⁽¹⁰⁾を参照して管理される者⁽¹¹⁾

- (2) 法令による授権、又は国家機関の法による委託を受けて公共事務を管理する組織において公務に従事する者
- (3) 国有企業の管理職
- (4) 公営の教育、研究、文化、医療衛生、スポーツ等の組織における管理職
- (5) 基層大衆自治組織⁽¹²⁾における管理職
- (6) その他法に従って公職を履行する者

第 16 条

各級監察機関は、管理権限に基づき、当該管轄区域においてこの法律第 15 条に定める者が関係する監察事項を管轄する。

上級監察機関は、1 級下の監察機関の管轄範囲内の監察事項を処理することができ、必要な場合、管轄する各級監察機関の管轄範囲内の監察事項を処理することもできる。

監察事項の管轄について監察機関の間で争いがあるときは、その共通の上級監察機関がそれを決定する。

第 17 条

上級監察機関は、当該機関が管轄する監察事項を下級監察機関の管轄に指定することができ、下級監察機関が管轄権を有する監察事項を他の監察機関の管轄に指定することもできる。

監察機関は、管轄する監察事項が重大かつ複雑であり上級監察機関の管轄とする必要があると判断したときは、上級監察機関に対しその旨を届け出ることができる。

第 4 章 監察権限

第 18 条

監察機関は、監督及び調査の職権行使において、法に基づき関係する組織及び個人の状況を把握し、証拠を収集・取得する権限を有する。関係する組織及び個人は、ありのままにそれを提供しなければならない。

監察機関及びその職員は、監督及び調査の過程において知った国家秘密、営業秘密及びプライバシーについて、秘密を守らなければならない。

いかなる組織及び個人も、証拠を偽造し、隠匿し又は隠滅してはならない。

第 19 条

職務上の法律違反が生じるおそれのある監察対象に対しては、監察機関は、管理権限に従

(7) 中国の各党派・団体等から成る統一戦線組織。

(8) 中国国民党革命委員会、中国民主同盟、中国民主建国会、中国民主促進会、中国農工民主党、中国致公党、九三学社、台湾民主自治同盟の 8 党派。

(9) 中国語原文は「工商业联合会」。中華全国商工業連合会及び各地方レベルの商工業連合会を指す。

(10) 「中华人民共和国公務員法」中国政府法制信息网 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=396089&Query=%E5%85%AC%E5%8A%A1%E5%91%98%E6%B3%95&IsExact=>>

(11) 「中华人民共和国公務員法」を参照して管理される者とは、法の授権により公共事務管理の機能を有する事業体の職員をいう（同法第 106 条）。

(12) 中国語原文は「基层群众性自治组织」。都市部における住民委員会（居民委員会）及び農村部における村民委員会（村民委員会）を指す。それぞれ居住区ごとに設置される。

い、直接又は関係する機関若しくは人員に委託して面談し、又は状況の説明を求めることができる。

第20条

調査の過程において、職務上の法律違反の疑いがある被調査人に対しては、監察機関は、法律違反の疑いがある行為について陳述するよう求めることができ、必要な場合は、当該被調査人に対し書面による通知を発出することができる。

汚職・贈収賄、職責不履行等の職務犯罪の被調査人に対しては、監察機関は、尋問を行い、犯罪の疑いがかけられている状況についてありのままに供述するよう求めることができる。

第21条

調査の過程において、監察機関は、証人等の人員を尋問することができる。

第22条

被調査人に汚職・贈収賄、職責不履行等重大な職務上の法律違反又は職務犯罪の疑いがあり、監察機関が既に当該法律違反・犯罪の事実及び証拠の一部を把握している場合であって、なお重要な問題の更なる調査が必要であり、かつ、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、監察機関の法に基づく審査承認を経て、その者を特定の場所に留置することができる。

- (1) 関係する事件の内容が重大かつ複雑であるとき。
- (2) 逃走又は自殺のおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の供述の共謀、又は証拠の偽造、隠匿若しくは隠滅のおそれがあるとき。
- (4) その他調査を妨害する行為を行うおそれがあるとき。

汚職犯罪又は共同職務犯罪の疑いのある関係者に対しては、監察機関は、前項の規定に従い、留置措置を講ずることができる。

留置場所の設置、管理及び監督は、国の関係規定に従って行う。

第23条

監察機関は、汚職・贈収賄、職責不履行等の重大な職務上の法律違反又は職務犯罪の疑いについて調査するとき、業務の必要に応じて、規定に基づき、事件に関係する組織及び個人の預金、送金、債券、株券、基金持分等の財産の照会及び凍結を行うことができる。関係する組織及び個人は、それに協力しなければならない。

凍結された財産が、事件と無関係であることが判明したときは、それが判明してから3日以内に凍結を解除し、返還しなければならない。

第24条

監察機関は、職務犯罪の疑いがある被調査人及び被調査人又は犯罪の証拠を隠匿するおそれがある者の身体、物品、住居及びその他の関係先に対し、捜索を行うことができる。捜索に当たっては、捜索状を提示し、かつ、被捜索人又はその家族等の証人を立ち合わせなければならない。

女性の身体の捜索は、女性の職員が行わなければならない。

監察機関は、捜索を行うに当たり、業務の必要に応じて公安機関に協力を要請することができる。公安機関は、法に従ってそれに協力しなければならない。

第25条

監察機関は、調査の過程において、被調査人の違法犯罪の疑いを証明する財物、文書及び電子データ等の情報を取得し、封印し、及び差し押さえることができる。取得、封印及び差

押えの措置を講ずるときは、原本を収集し、所有者若しくは保管者又は証人の立会いの下に1件ずつ写真撮影し、登録し及び番号付与を行い、一覧表を作成し、立会人がその場で確認し、及び署名し、かつ、一覧表の副本を財物及び文書の所有者又は保管者に渡さなければならない。

取得、封印及び差押えを行った財物及び文書については、監察機関は、専用口座及び専用の場所を設置し、専門人員を定めて適切に保管し、受取及び取得の手続を厳格に履行し、定期的に一覧表と照合しなければならない。毀損し、又は他の目的に使用してはならない。価値の不明な物品は、速やかに鑑定し、専用の収蔵場所を設けて保管しなければならない。

封印又は差押えを行った財物及び文書が事件と無関係であることが判明したときは、それが判明してから3日以内に封印及び差押えを解除し、返還しなければならない。

第26条

監察機関は、調査の過程において、直接に又は専門知識及び資格を有する者を指名し若しくは招聘して、調査人員の指示の下に実地検査を行うことができる。実地検査状況については、調書を作成し、当該調書には実地検査の実施者及び証人が署名し、又は捺印しなければならない。

第27条

監察機関は、調査の過程において、事件における専門的な問題について、専門知識のある者を指名し又は招聘し、鑑定を行わせることができる。鑑定人は、鑑定後、鑑定意見を作成し、かつ、署名しなければならない。

第28条

監察機関は、重大な汚職・贈収賄等の職務犯罪の疑いについて調査するときは、必要に応じ、厳格な承認手続を経て技術調査措置⁽¹³⁾を講じ、規定に基づき関係機関にその実施を移管することができる。

承認の決定においては、実施する技術調査措置の種類及び適用対象を明確にしなければならない。有効期間は、決定日から3か月以内とする。複雑で難しい事件であって、期間が満了した後も技術調査措置を継続する必要がある場合は、承認を経て、毎回3か月を超えない範囲で有効期間を延長することができる。技術調査措置を継続する必要がない場合は、速やかに当該措置を解除しなければならない。

第29条

法に基づき留置すべき被調査人が逃走しているときは、監察機関は、当該行政区域内での指名手配を決定することができ、公安機関が指名手配書を発出し、追跡・逮捕する。指名手配の範囲が当該行政区域を越えるときは、決定権限のある上級監察機関に届け出て決定を求めなければならない。

第30条

監察機関は、被調査人及びその関係者の国外逃亡を防止するために、省級以上の監察機関の承認を経て、被調査人及びその関係者に対し出国制限の措置を講ずることができ、公安機関が法に従ってそれを執行する。出国制限措置を継続する必要がない場合は、速やかに当該措置を解除しなければならない。

(13) 技術的手段を用いた調査を行うこと。

第31条

職務犯罪の疑いがある被調査人が自主的に罪を認め、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、監察機関は、幹部人員が合同で検討し、かつ、1級上の監察機関の承認を経て、人民検察院に移送する際に当該被調査人に対する処罰を軽くするよう意見具申することができる。

- (1) 自主的に事件を報告し、過ちを心から悔いているとき。
- (2) 積極的に調査に協力し、監察機関が把握していない違法犯罪行為についてありのままに供述したとき。
- (3) 積極的に贓物を返還し、損失を減少させたとき。
- (4) 大きな功績、又は事件が国の重大利益に関わる等の状況があるとき。

第32条

職務違法犯罪の事件関係者が関係する被調査人の職務違法犯罪行為を摘発し、それが真実であると証明され、又は重要な解明の手掛かりを提供し、その他の事件の調査の手助けとなったときは、監察機関は、幹部人員が合同で検討し、かつ、1級上の監察機関の承認を経て、人民検察院に移送する際に当該関係者に対する処罰を軽くするよう意見具申することができる。

第33条

監察機関がこの法律の規定に基づき収集した物的証拠、文書の証拠、証人の証言、被調査人の供述・弁明、視聴覚資料、電子データ等の証拠資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。

監察機関が証拠を収集し、固定し、審査し、及び運用するときは、刑事裁判における証拠に関する要求及び基準と一致させなければならない。

不法な方法で収集した証拠は、法に従って排除しなければならないが、事件処理の根拠としてはならない。

第34条

人民法院、人民検察院、公安機関、会計検査機関等の国家機関は、業務において公職者の汚職・贈収賄、職責不履行等の職務上の法律違反又は職務犯罪が疑われる問題を解明するための手掛かりを発見したときは、監察機関に移送しなければならないが、監察機関が法に従い調査及び処置を行うものとする。

被調査人に重大な職務上の法律違反又は職務犯罪の疑いがあり、かつ、その他の違法犯罪の疑いもあるときは、通常、監察機関が主たる調査を行い、その他の機関はそれに協力しなければならない。

第5章 監察手続

第35条

監察機関は、事件の報告又は告発については、受理し、かつ、関係規定に基づいて処理しなければならない。当該機関の管轄に属さないものについては、主管機関に移送して処理しなければならない。

第 36 条

監察機関は、手続に厳格に従って業務を遂行し、問題解明の手掛かりに係る処置、調査、審理の各部門が相互協力及び相互牽制を行う業務メカニズムを構築しなければならない。

監察機関は、調査及び処置の全過程に対する監督管理を強化し、解明の手掛かりの管理、監督検査、督促処理、統計分析等の管理調整を行う相応の業務部門を設置しなければならない。

第 37 条

監察機関は、監察対象に関する問題解明の手掛かりに対して、関係規定に基づき処置意見を提出し、審査承認手続を履行し、及び分野別処理を実施しなければならない。解明の手掛かりの処置状況については、定期的に取りまとめて報告し、定期的に検査及び抽出調査を行わなければならない。

第 38 条

初期事実確認⁽¹⁴⁾の方法により解明の手掛かりに関する処置を行う必要があるときは、監察機関は、法に従って審査承認手続を履行し、調査班を設置しなければならない。調査班は、初期事実確認の終了後、初期事実確認状況報告を取りまとめ、処理提案を提出しなければならない。担当部門は、分野別の処理意見を提出しなければならない。初期事実確認状況報告及び分野別処理意見は、監察機関の主要な責任者に報告し、審査の上、承認を得るものとする。

第 39 条

初期事実確認を経て、監察対象に職務違法犯罪の疑いがあり、法的責任を追及する必要があるときは、監察機関は、定められた権限及び手順に従い立件手続を行わなければならない。

監察機関の主要な責任者は、法に従い立件を承認した後、特別会議を招集し、調査計画を検討してそれを確定し、講ずる必要のある調査措置を決定しなければならない。

立件調査の決定は、被調査人に通告し、かつ、関係組織に通報しなければならない。重大な職務上の法律違反又は職務犯罪の疑いがあるときは、被調査人の家族に通知し、かつ、社会に公表しなければならない。

第 40 条

監察機関は、職務上の法律違反又は職務犯罪の事件に対し、調査を行い、被調査人の違法犯罪の有無及び情状軽重の証拠を収集し、違法な犯罪事実を明らかにし、相互に符合し完全で揺るぎない証拠群を形成しなければならない。

威嚇、誘導、欺瞞その他不法な方法で証拠を収集し、又は被調査人及び事件関係者に対し侮辱、殴打・面罵、虐待、体罰若しくは形を変えた体罰を行うことは、固く禁じられる。

第 41 条

調査人員は、尋問、質問、留置、搜索、取得、封印、差押え、現場検証等の調査措置を講ずるときは、いずれにおいても規定に従い身分証明書を提示し、書面による通知を發出し、2名以上で実施し、調書、報告等の書面による資料を作成し、かつ、関係者がそれに署名・捺印しなければならない。

調査人員が尋問及び搜索、封印、差押え等の重要な証拠収集を行うときは、その全過程の

(14) 中国語原文は「初步核实」。所定の手続に従って行う第一段階の事実確認作業のことをいう。

録音・録画を行い、その後の調査のために保管しなければならない。

第42条

調査人員は、調査計画を厳格に執行し、みだりに調査範囲を拡大し、又は調査の対象若しくは事項を変更してはならない。

調査過程における重要事項については、合同で検討した後、手続に従い報告しなければならない。

第43条

監察機関が留置措置を講ずるときは、監察機関の幹部人員が合同で検討し、決定しなければならない。区設市⁽¹⁵⁾級以下の監察機関が留置措置を講ずるときは、1級上の監察機関に報告し承認を得なければならない。省級監察機関が留置措置を講ずるときは、国家監察委員会に届け出なければならない。

留置期間は、3か月を超えてはならない。特別な状況においては、1回延長することができるが、その延長期間は、3か月を超えてはならない。省級以下の監察機関が留置措置を講ずるときは、留置期間の延長に際しては、1級上の監察機関の承認を経なければならない。監察機関は、留置措置が不当であることを発見したときは、速やかにそれを解除しなければならない。

監察機関は、留置措置を講ずるとき、業務の必要に応じて公安機関に協力を要請することができる。公安機関は、法に従ってそれに協力しなければならない。

第44条

被調査人に対し留置措置を講じた後、24時間以内に被留置者の所属先及び家族に通知しなければならない。ただし、証拠の破壊若しくは偽造、証人の証言に対する妨害又は虚偽の供述の共謀等、調査の支障となるおそれがある場合を除く。調査の支障となるおそれが無くなったときは、直ちに被留置者の所属先及び家族に通知しなければならない。

監察機関は、被留置者の飲食、休息及び安全を保障し、医療サービスを提供しなければならない。被留置者を尋問するときは、尋問の時刻及び長さを合理的に設定し、尋問調書は、被尋問者が閲覧の上、署名しなければならない。

被留置者が犯罪の疑いにより司法機関に移送された後、法に従い禁錮、拘留及び有期徒刑に処されたときは、留置1日につき、禁錮は2日、拘留及び有期徒刑は1日を減ずる。

第45条

監察機関は、監督及び調査の結果に基づき、法に従い次の各号に掲げる処置を行う。

- (1) 職務上の違法行為があるが情状が比較的軽い公職者に対して、管理権限に従い、直接又は関係する機関若しくは人員に委託し、面談による注意、教育的批判⁽¹⁶⁾、自己批判命令又は訓戒を行うこと。
- (2) 法律違反の公職者に対して、法に定める手続に従い、戒告、過失記録⁽¹⁷⁾、重大過失記録⁽¹⁸⁾、降格、解任、懲戒免職等の政務処分決定を行うこと。
- (3) 職責を履行せず、又は正しく履行しなかった責任を負う指導者に対して、管理権限に従

(15) 中国語原文は「区設的市」。市の下に区が設置されている比較的規模の大きい市をいう。

(16) 中国語原文は「批評教育」。誤りを批判し、教育することをいう。

(17) 中国語原文は「记过」。過失として記録に残す処分をいう。

(18) 中国語原文は「记大过」。重大な過失として記録に残す処分をいう。

い、当該人員に対し直接問責決定を行い、又は問責決定を行う権限のある機関に問責提案を提出すること。

(4) 職務犯罪の疑いがある場合、監察機関は、調査を経て犯罪事実が明白であり、証拠が確実かつ十分であると認めるときは、起訴意見書を作成し、当該事件の資料及び証拠と併せて人民検察院に移送し、人民検察院において法に基づく審査を行い、公訴を提起すること。

(5) 監察対象の所属先の清廉政治の確立及び職責履行に関して存在する問題等について、監察提案を提出すること。

監察機関は、調査を経て、被調査人に違法犯罪行為があることを証明する証拠がなかったときは、事件を取り消し、かつ、被調査人の所属先に通知しなければならない。

第46条

監察機関は、調査を経て、違法に取得された財物については、法に従って没収し、追徴し、又は弁償を命じ、犯罪により取得された疑いがある財物については、事件と共に人民検察院に移送しなければならない。

第47条

監察機関が移送した事件については、人民検察院は、「中華人民共和国刑事訴訟法」⁽¹⁹⁾に基づき被調査人に対し強制措置を講ずる。

人民検察院は、審査を経て、犯罪事実が既に明白であり、証拠が確実かつ十分であり、法に従って刑事責任を追及すべきであると認めるときは、起訴の決定を行わなければならない。

人民検察院は、審査を経て、補充の事実確認が必要であると認めるときは、監察機関に差し戻して補充調査を行わせなければならない。必要なときは、自ら補充捜査を行うことができる。補充調査を行う事件については、1か月以内に補充調査を完了しなければならない。補充調査は、2回を限度とする。

人民検察院は、「中華人民共和国刑事訴訟法」に定める不起訴に該当するものについては、1級上の人民検察院の承認を経て、法に従い不起訴の決定を行う。監察機関は、不起訴の決定に誤りがあると認めるときは、1級上の人民検察院に不服審査を求めることができる。

第48条

監察機関は、汚職・贈収賄、職責不履行等の職務犯罪事件の調査の過程において、被調査人が逃亡し又は死亡し、調査の継続が必要であるときは、省級以上の監察機関の承認を経て、調査を継続し、かつ、結論を下さなければならない。被調査人が逃亡し、指名手配から1年経過しても出頭させることができず、又は死亡したときは、監察機関が人民検察院に対し、法に定める手続に従い人民法院に違法所得没収の申請を提出するよう求めるものとする。

第49条

監察対象は、監察機関により行われた自身に関係する処理決定に不服であるときは、処理決定を受け取った日から1か月以内に決定を行った監察機関に不服審査を申し立てることができる。不服審査機関は、1か月以内に不服審査の決定を下さなければならない。監察対象は、不服審査の決定についても不服であるときは、不服審査の決定を受け取った日から1か月以内に、1級上の監察機関に再審査を申し立てることができる。再審査機関は、2か月以内に再審査の決定を下さなければならない。不服審査及び再審査の期間中、元の処理決定の執行は、

(19)「中華人民共和国刑事訴訟法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/3/19/art_11_88192.html>

停止しない。元の処理機関は、再審査機関が審査の上、処理決定に誤りがあったことを認めるときは、速やかにそれを是正しなければならない。

第6章 反腐敗国際協力

第50条

国家監察委員会は、他の国、地域及び国際機関との間で行う反腐敗国際交流・協力を統一的に調整し、及び反腐敗国際条約の実施に係る業務を組織する。

第51条

国家監察委員会は、関係方面と調整を図り、関係する国、地域及び国際機関との間で、反腐敗に係る法執行、引渡し、司法共助、収監者移送、資産回収、情報交換等の分野における協力を強化する。

第52条

国家監察委員会は、反腐敗に係る国際追跡及び逃亡防止への協力を強化し、関係機関に対し次の各号に掲げる関係業務の実施を督促する。

- (1) 重大な汚職・贈収賄、職責不履行等の職務犯罪事件であって、被調査人が国（域）外に逃亡し、証拠の把握が比較的确实であるものについては、国外捜査協力を実施することにより逮捕し、裁判に付すこと。
- (2) 贓物の所在国に対し、事件に関係する資産の照会、凍結、差押え、没収、追徴及び返還を請求すること。
- (3) 職務犯罪の疑いがある公職者及びその関係者の出入国（域）及び越境資金の流動状況を関係機関等に照会し、及び監視し、事件調査の過程において逃亡防止手続を整備すること。

第7章 監察機関及び監察人員に対する監督

第53条

各級監察委員会は、当該級人民代表大会及び同常務委員会の監督を受けなければならない。

各級人民代表大会常務委員会は、当該級監察委員会による個別業務報告の聴取及び審議を行い、法執行検査を実施する。

県級以上の各級人民代表大会及び同常務委員会が会議を開催するときは、人民代表大会代表又は常務委員会構成員は、法律に定める手続に従い、監察業務に関係する問題について質問又は照会を行うことができる。

第54条

監察機関は、監察業務情報を法に従って公開し、民主的監督、社会の監督及び世論の監督を受けなければならない。

第55条

監察機関は、内部に専門の監督機構を設置する等の方法により、監察人員の職務執行及び法律遵守の状況に対する監督を強化し、忠誠、清廉かつ責任感の強い監察人員集団を構築する。

第 56 条

監察人員は、憲法及び法律を模範的に遵守し、職務に忠実で、公平に法を執行し、清廉潔白で、秘密を守らなければならない、良好な政治的素質を有し、監察業務を熟知し、法令、政策、証拠収集等の運用能力を具備し、意識的に監督を受け入れなければならない。

第 57 条

監察人員に対し事件の状況を尋ね、事件に口出しし、情実で事件に関与する者については、監察事項を担当する監察人員は、速やかに報告を行わなければならない。当該関連状況は、記録し文書として保管しなければならない。

監察事項を担当する監察人員が承認を得る前に被調査人、事件関係者及びその特定関係者と接触し、又は交流がある事実を発見したときは、その状況を知る者は、速やかに報告しなければならない。当該関連状況は、記録し文書として保管しなければならない。

第 58 条

監察事項を担当する監察人員は、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、自ら回避しなければならない、監察対象、告発人及びその他の関係者も、回避を要求する権利を有する。

- (1) 監察対象又は告発人の近親者であるとき。
- (2) 当該事件の証人となったことがあるとき。
- (3) 本人又はその近親者が担当する監察事項と利害関係を有するとき。
- (4) その他監察事項の公正な処理に影響を及ぼすおそれがあるとき。

第 59 条

監察機関の秘密に関係する人員は、離任及び離職の後、秘密保持期間に係る管理規定を遵守し、秘密保持義務を厳格に履行しなければならない、関係する秘密を漏らしてはならない。

監察人員は、辞職又は定年退職から 3 年以内は、監察及び司法業務と関連し、かつ、利益相反が生じるおそれのある職業に従事してはならない。

第 60 条

監察機関及びその職員に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、被調査人及びその近親者は、当該機関に対し不服申立てを行う権利を有する。

- (1) 法に定める留置期間が満了しても釈放しなかったとき。
- (2) 事件と無関係の財物を封印し、差し押え、又は凍結したとき。
- (3) 解除すべき封印、差し押え又は凍結の措置を解除しなかったとき。
- (4) 封印し、差し押え又は凍結した財物を着服し、横領し、隠匿し、交換し、及び規定に違反して使用したとき。
- (5) その他法令に違反し被調査人の合法的権利利益を侵害する行為

不服申立てを受理した監察機関は、当該申立てを受理した日から 1 か月以内に処理決定を下さなければならない。申立人が当該処理決定に不服であるときは、処理決定を受け取った日から 1 か月以内に 1 級上の監察機関に再審査を申請することができ、1 級上の監察機関は、再審査申請を受け取った日から 2 か月以内に処理決定を下し、申立ての状況が正しいときは、速やかに是正しなければならない。

第 61 条

調査活動の終了後、立件根拠が不十分又は真実でなく、事件の処理に重大な誤りがあり、

監察人員が著しく違法であったことが判明したときは、責任を負う指導者及び直接の責任者の責任を追及しなければならない。

第8章 法的責任

第62条

関係組織が監察機関が下した処理決定の執行を拒否し、又は正当な理由なく監察提案の受入れを拒否したときは、当該組織の主管部門及び上級機関が是正を命じ、当該組織に対して批判通告処分⁽²⁰⁾を行う。責任を負う指導者及び直接の責任者に対しては、法に従って処理を行う。

第63条

この法律の規定に違反し、次の各号に掲げる行為のいずれかを行った関係者に対しては、その所属先、主管部門、上級機関又は監察機関が是正を命じ、法に従って処理を行う。

- (1) 関係する資料を要求に基づいて提供せず、調査措置の実施を拒絶し又は妨害するなど、監察機関の調査に協力することを拒んだとき。
- (2) 虚偽情報を提供し、又は事実の真相を隠蔽したとき。
- (3) 虚偽の供述の共謀、又は証拠の偽造、隠匿若しくは隠滅を行ったとき。
- (4) 他人が摘発又は証拠提供を行うことを阻止したとき。
- (5) その他この法律の規定に違反する行為であって、情状が重いとき。

第64条

監察対象が告訴人、告発人、証人又は監察人員に対し報復を行ったとき、及び告訴人、告発人又は証人が事実を捏造し監察対象を誣告したときは、法に従って処理を行う。

第65条

監察機関及びその職員に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、責任を負う指導者及び直接の責任者に対し、法に従って処理を行う。

- (1) 承認又は授権を経ることなく問題解明の手掛かりに係る処置を行い、重大な事件の状況を知ったにもかかわらず隠蔽して報告せず、又は関係する資料を私的に保管し、若しくは処理したとき。
- (2) 職権又は職務上の影響力を利用して調査活動に関与し、事件を私物化したとき。
- (3) 調査活動情報を違法に窃取し、若しくは漏洩し、又は告発事項、告発受理状況及び告発人情報を漏洩したとき。
- (4) 被調査人又は事件関係者に対し、供述を強制し、若しくは誘導し、又は侮辱、殴打・面罵、虐待、体罰若しくは形を変えた体罰を加えたとき。
- (5) 規定に違反して封印し、差し押え又は凍結した財物に対する処置を行ったとき。
- (6) 規定に違反して事件処理において安全に関わる事故を起こし、又は、安全に関わる事故を起こした後、それを隠蔽して報告せず、真実を報告せず、又は処置が不当であったとき。
- (7) 規定に違反して留置措置を講じたとき。
- (8) 規定に違反して他人の出国を制限し、又は規定に従うことなく出国制限を解除したとき。

(20) 中国語原文は「通報批評」。

(9) その他職権濫用、職務怠慢又は情実による不正の行為

第 66 条

この法律の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 67 条

監察機関及びその職員による職権の行使が、公民、法人及びその他の組織の合法的権利利益を侵害し、損失をもたらしたときは、法に従い国家賠償を行う。

第 9 章 附則

第 68 条

中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊が遂行する監察業務については、中央軍事委員会がこの法律に基づき具体的な規定を制定する。

第 69 条

この法律は、公布の日から施行する。「中華人民共和国行政監察法」は、同時に廃止する。

出典

・「中华人民共和国监察法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/3/22/art_11_207680.html>

(おかむら しがこ)